

わが国のスポーツにおける、アマチュアリズムの 発展過程とその方向

森 山 廣 芽

1973年のIOC「国際オリンピック委員会」のヴァルナ総会で、キラーニン会長はIOCのオリンピック参加規定（アマチュア規定）について述べたなかで、規定そのものは一步も前進していないと発表をしている。現在、アマチュア規定そのものは死文だともいわれ、空論であるともよくいわれる。が、そもそも“アマチュア”という言葉がスポーツにおいて謂われはじめたのは18世紀後半からであって、成文化がなされて以来、時代の進展に従い、たびたび条文へ付加・補足・変遷を経過し現在におよんでいるのであり、アマチュアリズムはスポーツの根底に脈々と流れる長い伝統をもつ大きな欠くことのできない思想であるといえる。

スポーツ活動はもともと、仕事や労働とは、本質的に全く趣を異にする活動であり、余暇に行う、いわば余技といえる。極めて小数のプロフェッショナル・スポーツ（professional sports）は興業であり、ショーであり、職業（労働）である。換言すれば、本来言葉の正しい意味では、スポーツのなかにプロフェッショナルスポーツは存在しないともいえるのである。そこにアマチュアスポーツ、アマチュアリズムの主要な特質がみいだされるといえよう。

現代社会はすべてが金銭によって評価される傾向があるが、オリンピックはそれに反する一つの規範を示しているのである。入賞者のオリンピック・メダルは金銭で買えない。ただ人間の汗と努力によってのみ得られるものであり、その基盤はいうまでもなくフェアプレー（fairplay）とスポーツマンシップ（sportsmanship）を柱とするアマチュアリズムの考え方である。フェアプレーとスポーツマンシップについてみると、その精神的価値は、スポーツマン、スポーツ愛好者のみのものではなく、また、美德として社会生活においても必要な概念である。アマチュアリズムの問題は、金銭の面だけで考えられるものではなく、政治・行政面との関わりあいも否定できない。わが国のアマチュアスポーツは、総本山である（財）日本体育協会に加盟するスポーツ団体、非加盟のスポーツ団体（二十数協会・連盟）が統括しており、それらに加盟する各協会、連盟およびその下部組織（地方体協）からなる民間団体がある。国政のレベルでは文部省体育局傘下の体育課・スポーツ課、オリンピック課等が柱となり11省庁にもおよびそして自治体レベルでは下部組織である都道府県一市町村教育委員会などが、上記の民間団体と表裏一体となって国民の保健体育・スポーツ行政を推進しているのである。さらに、国民ひとりひとりについてみれば、スポーツを行うまた志す個人個人にその態度・精神が要求されるのはいうまでもない。

スポーツが本質的にもつ競争、競技などにみられる陥り易い弊害もまた多い。スポーツマンといえるひとの暴行、乱業などときに見聞する。斯くアマチュア問題は、極めて多面性をもつ錯綜した困難さが包含されているといえるが、真のアマチュアリズムの根底にある思想を、スポーツ社会の根本思想とし精神として確立、把握、実践してゆかねばならない。

わが国でのスポーツが現代ほど大きな社会現象の一つとしてとりあつかわれ、われわれ国民の日常生活に大きく位置づけられてきていることはかつてなかったことであろう。この傾向は今後ますます増大するものと予想される。学校教育では幼稚園（保育園）で「健康」という領域の名のもとで遊びを主体として行われはじめ、小学校は教科「体育」として学習が始められる。中学校・高等学校・大学は「保健体育」と呼び、一貫してその体育運動として各種スポーツが教材にとり入れられ行われている。わが国の学校体育は必修であり、その制度としてはよく整備されているといつてよい。教育課程の改訂により、体育の授業時間はいろいろにおよばず、学校教育全体を通じ体育に関する指導が充実の方向にあり、必修のクラブ制度も生まれてきている。大学（体育実技、課外体育）においても学生数の急激な増加もあって運動欲求がますます増大しているのが実状である。

社会体育は社会教育の中の柱ともいわれているが、わが国の公共体育施設は諸外国に比べ数、量とも劣り、その質も主として競技用であり、指導者もいまだ不十分な状態にとどまっている。しかしながら、またレクリエーション行事、親善、親睦といったかたちで職域、地域、家庭での日常生活そのもののスポーツ化が進んできている。またグループ、サークル活動も活発に行われてきている。個人の健康獲得意欲も旺盛となり社会体育は、社会生活に必須な位置づけがなされ重要なスポーツがその手段ともなっているといつてよからう。

一方、体育学、スポーツ科学、スポーツ医学も逐年研究と実践により業績も向上し、国際的研究組織も生まれてきている。運動による影響、或いは人間の可能性と能力を最大限に発揮させる方法などの研究が進んでいる。体力、トレーニング、スポーツ技術、発育発達、保健衛生等々、多方面の研究業績も積み重ねられている。しかし学問としての研究は日が浅く、緒についたばかりといつてもよく、今後の大いなる発展が期待されているといったところが現状である。

スポーツは人間だけがもつ文化の一つであるとよくいわれる。「スポーツマン綱領」：1955（昭和33年）に記されている如く、スポーツ文化をより高く、より美しいものにするにはスポーツを行うものの精神とそれを取りまく環境の清らかなことが必要である。元来、スポーツは汎世界的、普遍的であるべきであり、スポーツに国境はなく、主義、イデオロギーが絡んでくることは避けねばならない。

近年、オリンピック大会をはじめ種目別国際選手権大会、地域別大会など多くの国際試合が行われてきているが、アマチュアリズムを歴史的に促えるなかで、諸外国の実情も鑑がみ、わが国におけるアマチュアリズムの方向性を見出す必要があるであろう。この立場で以下の項で論考をすすめる。

- I 近代のアマチュアリズム
- II わが国のアマチュア・ルール
- III わが国のアマチュアリズム
- IV 世界主要国のスポーツ（体育）政策の現状
- V 結語 —その方向—

I

先づ、アマチュア (amateur) の語源について簡略に述べよう。古代ギリシャにおいては“道楽者”とか、“愛好者”などという言葉の必要がなかったのであろうが、古代ローマ時代におよび、このような者、それをする動詞として使われはじめ、これがフランス語から英語に転移されたといわれている。フランスのルイ14世 (1643~1715年) 治世のなかごろ美術品の鑑定家を称したものであるといわれ、イギリスでも同じようにすぐれた絵画や音楽を鑑賞する者をいったと伝えている。1801年スポーツ関係で最初に使用されたのは、ジェントルマン・アマチュアとして、リングサイドでファイト・マナーを出資した木戸御免の連中をいったといわれる。つまりアマチュアという言葉は、ある職業が上品であり、他が上品でないという区別するとき用いられ、社会的・階級的な区別を明確にするために使われたのである。鈴木良徳氏はその著書「アマチュアリズム 200年」の中で次のように述べている。「1751年ジョッキークラブが組織されると、これをプロフェッショナルと呼んでレジスタンスを試みる紳士が現われてきた。所詮、専業騎手に太刀打ができなかったやせ我慢に箔をつけるためであつたらう……。スポーツで生計をたてている者に対する卑下、つね日頃コーチをうけている者と競って当然勝つ見込がないという卑屈、これはイギリス紳士の体面に関する問題であつた。」ブリックウッド (Brikwood) は1878年、つぎのようにも述べている。「アマチュアというのは、水夫や職業的漕ぎ手に対して、ジェントルマンを意味するが、普通には金銭めあてに競技をしない漕ぎ手をいう。ジェントルマンやアマチュアと同じような船乗りを専業としている者がいることも事実である。実際にこの区別の線をどこに置くかは極めてむづかしい。船乗りを船乗りとはっきり言いきることはできない。多くのいわゆるジェントルマン・アマチュア・クラブのなかにも多分職工として働いてはいないだろうが、文字どりに本当に船乗りといわれるメンバーがいる。彼らがクラブに所属する理由に疑問があるが、ジェントルマン、学問を身につけている者、教養のある者たちのアマチュアといっしよに競技をする資格はできている。今日の自由主義時代では、これを回避することはできないが、ジェントルマン・クラブと他方、船乗り・水夫・プロフェッショナル漕ぎ手のクラブの間のちがいは決して破ることはすべきでない。」とし、更に「アマチュアは陸海軍士官、文官、牧師、医師、法律家のメンバーあるいはオックスフォード、ケンブリッジ、ダブリン、ロンドン、ダーハム、エジンバラ、グラスゴー、セント・アンドリュース、アバデンと、アイスランドのクィーンカレッジ、イートン、ラッドレイ、ウエストミンスターやほかのパブリック・スクール、または船乗り、職工を含まないことがはっきりしているクラブのみがアマチュア・クラブとして、ヘンレー・オン・タイムズ・レガッタのグランド・チャレンジ・カップ、ステイワード・カップ、シルバー・ゴブレッツ、ダイヤモンド・スカールに参加できる。」と記している。このように彼が著書のなかで〈アマチュアの定義〉について述べているが、彼の同僚であるバーネル (Burnell) も次の如く書いている。「ボートレースにおける古いアマチュアの定義については、非常に多くのことが書かれているが、W. B. Wodgate の説がいちばん真実で妥当と思う。彼は古いアマチュアの理想は、アマチュアとは、“ジェントルマン”のことを意味し、このアマチュアとジェントルマンという二つの言葉は互いに取りかえることができる。この問題は金は関係がない。アマチュアは表むき競技生活を生活資金の源として

はならないからである。しかし、プライベートな試合の場合は可能であり、かなりの額の金を手に入れることができる。1861年までテムズ川で開催されていたアマチュア選手権であるウィングフィールド・スカールにおいて、かけが行われ、すべての競技者に5ポンドの金がかけられ、優勝者が取ることが行われていた。」1878年は、彼等二人の著者が一致して言う如く、漕艇界でアマチュア資格(資格問題)とはなんであるかを決定した年であり、次に記したヘンリー・レガッタ委員会制定は、漕艇界の最初のアマチュア成文規定であるといえる。

○ヘンリー・レガッタ委員会制定(1879年)

つぎの者はアマチュアとは認めない。

1. かけ、賞金、入場料めあてにどんな種類のオープン競技会であっても、それに参加したことのある者
2. 賞金のためにプロフェッショナルといっしょに、あるいは対抗して競技をしたことのある者
3. 生計の手段として、いかなる競技の練習においても、教えたり、従事したり、手助けをしたことのある者。
4. 金銭または賃金のために、造船の仕事にたずさわったことのある者
5. 現在および過去において、賃金で働かれた者、職工、職人、労働者である者、あった者

この規定は、その第四項を除けば、成文化し適用したスポーツ界の最初の規定である1866年の全英陸上選手権規定と同じである。全英陸上選手権規定は1868年、アメリカに渡り、ニューヨーク・アスレティック・クラブで実施されたが、アメリカでは職人、労働者を身分ゆえに除外する条項ははじめから適用しなかった。(体育の科学8巻6号)。

1908年、ロンドンで開かれた第4回オリンピック大会にて適用したアマチュア規定は、当時国際競技連盟をもたない競技種目が多く、極く少数の種目(国際スケート同盟、国際体操評議会)以外は親団体であるイギリス陸上競技協会のを準用したのである。ボクシング、フェンシング、レスリング、水泳、射撃は陸上競技と同様のものであって、ポロ、フィールドホッケー、テニス、ラクロスなどは大会組織委員会の決定した規定に基づいて行われ、特別の規定を設けなかった。それが契機となり多くのスポーツ団体は、そのスポーツの特殊性に応じ、アマチュア規定を定めるようになるのであるが、その根本精神はあまり相違なかったようである。オリンピックの基礎が確立したといわれる1912年の第五回オリンピック大会(ストックホルム)に、わが国も初参加したのだが、このときの陸上競技の規定には、つぎの者はアマチュアではないとしている。

1. 賞金や金銭的利益のために競技をした者あるいは、少くとも、その競技によって経済上の利益を得た者
2. 職業競技者と競技をした者
3. 金銭上の利益のために、いかなる競技においても、それを教えた者
4. 金銭上の謝礼めあてに、競技をしてももらった賞品を売ったり、質いれたり、賃貸したり、(科金をとって)貸したり、見せたりした者

ヘンリーレガッタ委員会制定のアマチュア規定にみられるように、初期のアマチュア規定は内容そのものは閉鎖的であり、階級的、差別意識のあるものであった。イギリスの貴族や

富裕なジェントリー、ブルジョワジーのみをアマチュアと認め、労働者階級は身分が異なるゆえに排除し、自分たちだけの世界で「上品」なレース、プレーを行なうというところからアマチュアリズムは発生しているものであり、社会的地位・身分が大きく関与していたのである。近代スポーツは彼ら有閑階級の独占物から出発しており「資格」は階級的制約を除けばそれほど重要な問題ではなかったのであった。しかしながら大英帝国の貴族階級の没落という社会的背景と、スポーツが自らもつその特性ゆえに、スポーツは次第に、大衆化、庶民的方向へ急速に移行してゆき、それにつれセミプロ・スポーメンが出現するようになった。この間、アマチュアの根本原則への造反など数多くの事件が発生し、紛争、論争が生じた。ために規定への付加・補足がいくたびか重ねられ変遷を経過し現在に至ったのである。そしてこのアマチュアリズムに関する論議は、現在もなお未解決のままであり、将来もまた止むことのない議論が続いていくのであろう。

II

1912（明治44）年、第五回オリンピック大会（ストックホルム）に初参加するために適用した規定が、ときの大日本体育協会（会長嘉納治五郎）により発表された。それはわが国が公的に発表した最初の「アマチュア・ルール」である。イギリス漕艇界ではじめて成文規定がなされてより30数年後にあたるが、イギリスの考え方の流れをそのまま移入した厳しい制限をもった日本版参加者資格であるといえよう。

1. 年齢十六歳以上の者
 2. 学生たり紳士たるに恥じざる者
 3. 中学校あるいはこれと同等以上と認められた諸学校の生徒、卒業生およびかつて在学した者
 4. 中学校以上の諸学校の学生、卒業生およびかつて在学した者
 5. 在郷軍人会会員
 6. 地方青年団員、その他の者にして市町村長の推薦状をもった者
- マラソン競技（25マイル）に参加せんとする者は、前項規定のほか、更に医師の健康保証書を要す。

また1913（大正2）年第一回陸上競技大会（大日本体育協会主催）には次のように記されている。「本会の競技に加入せんとする者は次の諸項に該当する者にして本会加入団体主催者の推薦状を有する者たるべし。但し加入団体に属せざる者は直接本会に申込みことを得。

1. 年齢15年以上
2. 品行方正にして学生たり、紳士たるに恥じざる者
3. マラソン競走および二十里競走に加入せんとする者は、年齢十七年以上にして、右等の競技に堪うべしとの医師の証明書を有する者

加入者の旅費は自弁とす。申込期限は大正二年十月二十日迄とす。但し同日までに本会に到着せざるものは受理せず、本会は都合により、理由を示さずして加入を拒むことあるべし」これをみると「中学校在学、卒業生であること……、在郷軍人であること……云々」の条項が削られていることがわかる。この大会はわが国にて行われた「競技会」と称した最初の大

会である。因みに、この二つの大会の参加者の総数は460名の少数であり、極めて限られた人を対象とした競技会であったと推測される。1920（大正9）年に、わが国において最初のアマチュア・スポーツ規定の性格を備えたものが生れた。それは第七回オリンピック大会第一次予選会競技の申込心得である。その全文は次の通りである。

「競技に参加せんとするものは次の諸項に該当するものにして、本会加入団体主催者の推薦状を有するものたるべし、加入団体に属せざる者は、直接本会に申込みことを得る。

1. 年齢満十五年以上、但マラソン競走ニ加入セントスル者ハ年齢満十七年以上ニシテ其競技ニ堪フヘントノ医師ノ証明書ヲ要ス。
2. 学生タリ青年会員タルヲ問ハス品行方正ニシテ脚力ヲ用フルヲ業トセザルモノ。
3. 管テ賞牌カップ等大日本体育協会及世界各国ノ競技会ニ於テ慣例上認メラレタルモノノ外金銭又ハ価格アル物品トシテ受領シ又ハ優勝者ニ金銭物品ヲ授与スル競技会ニ出席シタルコトナキ者ナルコトヲ要ス。」

この出場資格にかわる申込心得について大きな特色が見い出される。それは過去続いていた“学生たり紳士たるに恥じざる者”という字句が消え“脚力ヲ用フルヲ業トセザル者”という条項が加えられ、金銭・物品を賞とし渡す競技会に出場したことのあるものもまたこれを除外するということである。従って俵夫、郵便配達夫、牛乳配達夫、魚屋、挽子などが職業競技者とみなされ、その職業ゆえに不適格になるなど、オリンピック予選会、各種目別国内大会に抗議や、トラブルが続出した世代であった。1922（大正11）年、体協はアマチュアルールを改正し、勤労者階層は決定的に体協主催の競技会からしめ出され除外されるという結果になる。かくして一般庶民、労働者のスポーツは凋落の道を迎ることにな僅かに学校体育にそのすがたが保たれていたのである。1925年、大日本体育協会は競技団体の全国統一団体として、各競技のアマチュア資格は、それぞれの競技団体の規定するものによることとなり、直接体協は規定を設けないことになる。このように第二次世界大戦前のわが国のアマチュア規定を一言に要約すればIOC（国際オリンピック委員会）に依存し、その規定を準用していたと謂える。

戦後、自由主義、民主主義、個人主義思想の流入と勃興により、スポーツ界は敗戦の混迷からいち早く脱却し蘇生・新生した。周知の如く、スポーツは社会生活の進展と相俟って発展し、とりわけ青少年層に驚くべき急速な浸透をしめした。各種スポーツ団体もつぎつぎに中央、地方に生まれ、企業もいち早くこれに着目し、学校体育とともに、スポーツ（体育）大会が開催されるようになった。1947（昭和22）年日本体育協会に戦後はじめてアマチュア規定が定められた。社会情勢の変化、商業企業の発展、国際情勢の変化などにより1957（昭和32）年、改正を加え、その後、小改訂（規定付属書、国内アマチュア旅費規定など）を加えて、1971（昭和46）年現行の日本体育協会規定が誕生したのである。その日本体育協会アマチュア規定等制定理由書には次のようなことを述べている。『アマチュア・スポーツを統括している日本体育協会は二つの面の役割を持っている。一つは、いわゆる社会体育の育成であり、他は高度技術を必要とする競技者の規制である。この二つは、アマチュアリズムを中心とすれば、アマチュア・スポーツマンとしての内容が変わるところはないが、その規定の表現の上においては、大きな違いが見いだされる。したがって、アマチュア委員会は、この両面を別々にとりあげ、両者に一貫性を持たせつつ、「アマチュア・スポーツのあり

方」と「日本体育協会アマチュア規定」を定め、これによって従来の「スポーツマン綱領」(1955年制定)を吸収している。以上がその内容である。「アマチュア・スポーツのあり方」にある次のような定義と基本姿勢をみれば、戦前のわが国のアマチュア・ルールとは隔世の感がある。

『スポーツは、人々が、楽しみと、よりよく生きるために、他から求められることなく、自らの能力に応じて行う自由な身体活動である。明るい光と、すがすがしい環境の中で行われるスポーツは、そのまま豊かな国民生活の形成に役立つものとなろう。このようにして育まれるスポーツが、あまねく国民の間に行きわたることによって、健康な国民がつけられ、正しいスポーツマンシップが生まれることを願い、ここにアマチュア・スポーツを楽しむ人々のあり方を定めた。

アマチュア・スポーツマンは、

1. スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行う。
2. ルールに従い、フェアプレーに終始する。
3. 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。
4. スポーツを行うことによって物質的利益を求めない。
5. スポーツによって得た名声を利用しない。』

Ⅲ

わが国におけるアマチュア問題の発生は前述の如く明治時代に入ってからであり、歴史が浅く、オリンピック大会への参加によってようやくアマチュアリズムに対する関心がスポーツ界に生じたのである。当時は「参加資格」こそが問題であり、従って、もっぱら競技に勝つことのみを目的としたものであった。資料にみられる最も古い競技会の記録は、1872(明治4)年にあり、外人が横浜で競馬の余興として、人力曳きに競走を行わせた(近代体育スポーツ年表による。)とある。1885(明治18)年、九段の招魂社で馬丁の競走会(世界百科大事典)や、1901(明治34)年、東京不忍池の周囲を歩く競歩大会、また1905(明治38)年、大阪の海上10哩競泳会など、多くの大会にアマチュア大会の起源が散見される。しかし何れも山と積まれた賞金、賞品があったと伝えられている。

文部省は1907(明治40)年「各学校ニ行ハルル競技運動ノ利害及ビ其弊害ヲ防止スル方法如何」について全国中学校長会議に諮問をした。とくにその弊害防止の方法について報告されたものは次の如く11項におよんでいる。

- イ. 対外競技は予め学校長の許可を得べきこと。
- ロ. 対外競技を行うには必ず関係学校の職員に於て順序方法を協議し競技の精神を失はざる様監督すること。
- ハ. 学力操行共に中等以上の成績に非ざれば対外競技の選手とせざること。
- ニ. 競技は必らず課業を休止せざるの範囲に於て之を行はしむこと。
- ホ. 競技の為め外泊を許さざること。
- ヘ. 応援者の取締りを厳にすること。
- ト. 慰労会を催し又金銭物品を寄贈する等を禁ずること。

- チ. 平素運動時間を制限すること。
- リ. 校医をして選手となるべきものの身体検査を為さしむこと。
- ス. 平時より他校と競技するために特別に選手を定め置かざること。
- ル. 優勝旗其他勝負の記念となるべきものを廃すること。

(近代日本学校体育史)

これをみれば当時の中学校でのスポーツの行われ方が推則されるが、特徴的なことは運動部活動を奨励するより、如何に抑制するかに腐心していたすがたがうかがわれることである。明治時代の後期は、水泳、サッカー、ラグビー、野球など、小規模とはいえ国際試合も行われた。そのような機運は大日本体育協会の設立を可能ならしめたといえよう。大正時代から昭和初期は、時代の進展とともに、体協による一応のアマチュア・ルールが制定されていたが、貧富の差が甚しく、経済的余裕もなく、「誰でもスポーツ」という文化に接する機会に乏しい世相であった。これは「俵夫をアマチュアとして競技会に参加を許可することは云々……。」にみられる如く単に競技面の優劣ではなく、身分上の差別意識が大きうかがわれるのである。かつてのイギリス貴族やブルジョワジーたちの思想がアメリカを経てわが国に影響していたと考えてよからう。第二次世界大戦にのめりこんでいくなかで、すべては軍事色に塗りつぶされ、オリンピックも中止され、わが国におけるオリンピズム、アマチュアリズムが著しく後退するスポーツ界にとっても長い悲劇の才月を費やす結果となったのである。戦後のスポーツの発展は、自由なスポーツ活動を抑圧されてきた一般の人びとのスポーツに対する国民的欲求も厳存していたと考えられるのであるが、わが国のスポーツのレベルに限られた一部の種目を除き世界からとり残された感があったのは否定しえない。1956(昭和31)年第十六回オリンピック(メルボルン)大会以来、オリンピックや種目別国際大会などにおけるわが国の競技レベルの低下による成績不振について、国家的見地からの反省と検討がなされ「スポーツ振興審議会」を発足させ、1958(昭和33)年には文部省保健体育審議会は「スポーツ振興のための必要な立法措置、およびその内容」を答申、振興のための施策の拡充と、その実現に向った。その後、数回にわたるオリンピック大会が終了するごとに、わが国の成績は思うにまかせず、競技力の低下が認識され、それはますます深刻さを増大している。選手強化に対する国のレベルでの支援がそのたびに強く求められているのが現状である。

IV

世界の主要国のスポーツ(体育)政策と、その事象について、二、三を概述してみよう。

アメリカ

現在、スポーツ王国として自他ともに認めている。歴代大統領にその振興策がみられるが、とくにケネディ大統領時代の到来以来、体力問題はより積極的な姿勢が打出されたといつてよい。彼は、「大変現実的で直接的な感覚で言えば、進行している虚弱・増大しつつある体力不足は、わが国の安全にとって脅威である。」とし、さらに「進行している身体の衰えは思慮探きアメリカ人にとって、さし迫った関心事であったのであり、これはアメリカ国家の問題であり、国家的施策を必要としたのである。いまこそ合衆国はすべてのアメリカ人の体力を改善する国家的計画を前進させねばならぬ。」と述べ

ている。(世界の教育改革, 山辺太郎編) ケネディは一貫して「体力づくり政策」を軍事的必要から幾度か説き、関係づけ、青少年に体力を減退せしめる基本的原因を高度化した産業社会における生活に基づくと考えていたのである。

企業もまた米国体協(A. A. U.)に積極的に協力し、青少年のスポーツ振興のため完全に一体となっている。例えば近々の話題に、シボレー社がA. A. U.に人材を派遣し、スポーツ開発部の部長に就任させ「ジュニア・オリンピック」運動の共同主催者となり、すべての経費を負担したり、フィリップス石油がスポンサーとなり、1975年全米水泳選手権大会開催費のほか、参加選手の旅費、宿泊費全額を負担したし、また全米陸上競技選手権大会は、大企業五社がスポンサーにその名を連ねている。このようにケネディ時代以来、資本の要求する労働力の強化や軍事力の強化が目的としてあるにも拘わらず「文明病に対する挑戦」、「市民の健康の維持・増進」というかたちに論点を置きかえているという感もある。

ソ連 1945～1958年代は、「記録至上主義」といえ資本主義社会に対し社会主義体制の優位性を体育・スポーツを通じ実証しようとする国家的努力がなされた。1960年代に入り体育・スポーツの大衆化・生活化政策(生涯体育政策)が共産主義社会初期段階の社会的政策として登場した理由もここにある。体育・スポーツ振興政策が記録向上と健康の強化、労働と国防への準備とともに、自由時間(余暇)利用など、社会の政治・経済的発展とともに体育・スポーツも発展しているといつてよい。ソ連閣僚会議附属体育スポーツ委員会の発表による「体育スポーツ発展五ヶ年計画」(1971～1975)や「1975～1980年の体育スポーツ発展の予測」では記録向上の発展志向とともに、スポーツの大衆化、日常生活化の発展が計画され、それは記録向上政策とともにいまやソ連体育スポーツ政策の基本性格となっている。

西ドイツ 1955年5月5日、占領軍管理下から解放され、主権を回復した後、早々「レクリエーション・遊戯・スポーツ施設の拡充」という方向で、各スポーツ団体・民間団体・地方自治体・州・国がそれぞれ全く同時に、独自に努力をはじめた。やがてそれらが一体となり所謂、「ゴールドプラン」「黄金計画」に発展したのである。その特色は地方自治体、都市の再建という立場から地方自治体が国や州の援助を待つ中央集権的な政策ではなく、かえって地方自治体の方が国や州をリードする仕方であったのである。

東ドイツ 西ドイツと時期を同じくして生れた全く体制の異なる東ドイツの存在がある。人口わずか1700万余りであるが、最近のかげかげのスポーツの国際競技会での活躍は周知の如くきわだっている。1976年、第十二回冬期オリンピック(インスブルック)や第二十一回オリンピック(モントリオール)大会の成績が如実にそれを立証している。これについて従来は特定エリートに対する重点的強化策の効果といわれていたが、200万のDTSB会員をはじめ、国民の3分の1がスポーツ活動に参加している事実が明らかとなっている。その広い基盤を考えると従来いわれていたステート・アマチュアのみのエリート教育といった皮相的な見方は、現在とられていない。

中国 中華人民共和国が成立した1949年以来、より一層積極的に社会体育に取り組んできている。1966年からの文化大革命によって、その内容は変化してきてはいるが、要は1952年に発表された毛沢東の「発展体育運動・増強人民体育」という題詞に象徴される体育政策である。社会体育、学校体育の方針が決定し、スポーツ選手養成

政策と、人民の体力向上のための体力章検定「労働衛國体育制度 条例（労働制）」を1958年実施に移した。文化大革命以後民兵活動を含む社会体育を手初めに、次いで民兵活動さらには軍事体育に直結させる学校体育、そして大衆が参加するスポーツという方向性をもってきている。スポーツの国際関係は「友好第一、試合第二」の原則・態度を持しているが、種目数も少なく、一部の種目は未だ復活していない。国内では業余体育学校も再開され、競技会も多く行われているようである。

イギリス スポーツの主体者がアマチュアであり、ボランティアの奉仕精神によってスポーツ界が基礎づけられている。これは任時の大英帝国の英知と財力の貯えによるものと思われる。プログラム提供が豊富であり、学童の体育も社会の中で促すスポーツは青少年、労働者、老若男女、身障者に及び、イギリス国民の生活の一断面であり、生活態度となっている。スポーツはイギリス文化の柱であり、国の誇りの一つにかぞえられているのである。

フランス 1967年、青少年スポーツ省より提出された予算は約9億フランであり「各団体の活動の技術的教育向上、医学管理の充実発展、組織の増加、基礎体力トレーニング」のため大幅に助成金を計上し、また有資格指導者の養成、施設の充実、移転費用の一部負担、用具の充足にいたるまで助成がなされる。スポーツ連盟への助成は運営費、大会開催費、オリンピック対策費などに及んでいる。フランス人は慣行として戦前から国民すべてが夏休みには25日以上の日をとり、これを健康づくりに振向けている一例からも推察できるであろう。

以上、主要各国の体育・スポーツ政策、その事象にみられる如く、国家・国民（人民）の体制、伝統、慣行、方針などによって決められているのが現状である。共通していえることは、各国とも1960年代から機を一にして、より一層「体力づくり」、「健康づくり」政策が強力に推進されていることが理解されるのである。

V

前述の如く戦後のわが国のスポーツの復活は衆知のようにめざましいものがあったが、この復活ぶりは果して健全なものであったのであろうか？『スポーツ用具の高騰、アマチュア・スポーツの有料競技化、これに伴うアマチュアの職業化の傾向など、いづれもわがスポーツ界の健全な発展をはむ現象として、われわれの指摘せざるを得ないところである。』（「朝日新聞」社説「再建スポーツ界の浄化」1947-6）あるいは、『スポーツがあまりにも競技主義、勝利中心主義にはしり、競争に敗けることを屈辱とする感情を育てている。競技は敵対的となり、喧嘩腰となり、野卑殺風景となり……云々。』（「大阪時事新聞」社説「スポーツの勝敗感」1947-9）。これらを見るとフェアプレーを楽しむというより勝利が第一義的とする感さえあり、当時の総司令部民間情報教育局長も「勝利感と屈辱感が日本のスポーツマンシップを脅かしている」と指摘している。敗戦後いちはやく国が社会体育行政施策の一つとして、スポーツの普及・振興をあげたことは正しいことではあった。しかしながら競技力向上（チャンピオン・スポーツ）か、普及（コミュニティー・スポーツ）に重点をおくか、

その方向は定まっていなかったのであった。その後1949年社会教育法、保健体育審議会、1951年社会体育指導要項、1961年スポーツ振興法の成立などを経て、より多くの人々に体育的な身体運動、レクリエーションなどのスポーツ活動の機会を準備することを旨とする考え方に進展し、競技的スポーツ種目ばかりでなく、その普及大衆化を意図したといえる。しかし、1958年頃から東京オリンピックの招致と結びつき、社会体育から競技スポーツへ、大衆化の方向より競技力向上、高度化へと傾斜した。だが大会後再び日本人の体力水準の低さを痛切に感じ、自ら進んで体力づくりやスポーツをすべきであるという意識転換が生じた。このようにⅢで述べた如く、オリンピックを契機として競技力の向上と、スポーツの普及をいかにかね合わせていくかが、その度に論議されるのである。最近では体育やスポーツを自己の要求にもとづき行わんとする気風も大きく台頭してきていると思われる。このことは国民大衆の健康や体力についての自覚の高まりの結果であるといえる。

スポーツはその発祥にみられるように、政治に関係なくひとびとが「楽しみを求めめるあらゆる活動」すなわちレクリエーションが、本来のスポーツであったのである。しかし近代オリンピックの発足以来「競技だけをスポーツと称する」とする風潮が生まれた。とくにわが国のスポーツは輸入当時の社会的、経済的、思想的条件に左右され最もこれを狭義に解する国と見られているのである。現在の国際関係、国際政治の複雑さにも災いされ「どの国家または個人に対しても、人種、宗教、また政治上の理由から差別待遇することは許されない」とするオリンピック憲章第一条の精神もゆがめられ、四年に一度のスポーツの祭典を歓迎しつつも、いつも素直に喜べない面のあることは否定し得ない。また「勝つために手段を選ばぬ」とする近年のスポーツ界の傾向は、アマチュアリズムの衰退をもたらしていることも事実である。オリンピックにも多くの難問と、政治の力が色濃く影を落とし、健全なアマチュアリズムの確立、理想実現への道はなおほど遠い。とはいえ、オリンピック大会、種目別世界選手権大会など、スポーツのナショナリズムはますます進展し、記録更新による人類の力や技の可能性は今後更に増大していくであろう。

オリンピック憲章第二十六条には「アマチュアとは現在においても過去においても、趣味、嗜好からスポーツに専念し、それによってなんらの物質的利益を得ない者をいう」と記されている。また、日本体育協会のアマチュア規定には「アマチュアとは、単に運動競技を愛好するために競技を行い、またアマチュア競技団体の役員となる者をいう」と記されている。スポーツはその時代・思想とその背景をなす社会生活に基礎がおかれているのであり、時代の要求と個人の要求双方をみたし得るスポーツで、あってこそはじめて人間に貢献できるのである。国民全体がスポーツのもつ文化を享受し、それに習熟するという方向性をもつものでなければならない。しかし、現実には個人が自ら諸要求（経費・技術・場所・技術獲得・体力づくり、相手など）を決めて実施することは、不可能になりつつある。そのため必要となる諸施策は、国や自治体、公共団体にその責があるといえる。わが国のレクリエーションスポーツの普及は、底辺の拡大を含めて、欧米先進国に劣り、アマチュアリズムがレジャーリズムに変容する危惧も増大してきている。わが国アマチュアスポーツの健全な普及と発展のために、国民ひとりひとりに親しまれ行われる所謂「国民スポーツ」、「国民体育」としての“Community Sports”の立場からの要求を十分充せるスポーツ施策こそ重要であろう。

而して他方、ハイレベルの競技力強化策（含む国際競技及び交流）の樹立が必須であることも論を俟たない。

世界各国のスポーツのアマチュアリズムを概観するに、“アマチュア”概念も多様化し、ステートアマチュア (State Amateur), ミリタリーアマチュア (Military Amateur), スカラシップアマチュア (Scholarship Amateur), コマーシャルアマチュア (Commercial Amateur) といったような本質的にはアマチュアリズムに反するような事態が進行しているのは事実である。

前述の如く、戦後わが国のスポーツの方向をどうするのか、どうあるべきかの理念、展望の曖昧さがいまなお残存していることは否めない。国民のスポーツ要求を如何に充足するか、国民全体の健康政策という観点も含めて、わが国独自のスポーツ振興策の樹立が急がれるのである。またそれ以上にアマチュアリズムの正しい発展の方向性は、決して単に政策としてのみ与えられるものでもなく、国民みんなが自らスポーツに親しみ、その中から自らの手で築きあげていくものである。エリートのみに独占されがちな現在のスポーツ界からは、真のアマチュアリズムは生れるはずもない。スポーツは誰のものかもう一度その原点に戻って、スポーツ振興を考えなおすべきときにきているのではなからうか。

参考文献

- 近代オリンピック遺産：アベリー・ブランデー著 宮川毅訳 ベースボール・マガジン社
 新体育学講座 第13巻 アマチュアリズム：井上春雄 道遙書院
 アマチュアリズム二〇〇年：鈴木良徳 日本体育社
 アマチュアスポーツ年鑑 71～74：帝国地方行政学会 財日本体育協会
 近代スポーツ批判：中村敏雄 三省堂新書 37
 生涯体育論：体育原理研究会 不味堂
 保健体育概論：大学体育研究サークル 山文社
 社会教育（戦後日本の教育改革 10）：江橋慎四郎 東京大学出版会
 保健体育資料：東京大学教養学部体育研究会 東京大学出版会
 体育教育の原理：水野忠文 他 東京大学出版会
 スポーツ指導教本：山口久太 他 財日本体育協会

Summary

The Process of the Development of Amateurism in Sports and Its Future Direction in Japan

Hirome MORIYAMA

What direction should amateurism in sports take? The past amateurism has been undergoing a great transfiguration and is not applicable to the present situa-

tion in which sports are increasingly nationalized and popularized. And yet an attempt should be made on a nationwide scale to improve our physique as well as moral character, on which amateur sportsmanship is founded. In the course of this endeavour, a certain type of amateur sports quite unique to our country, supported by a vast public, will spread among our people, and in turn, contribute to intensifying the physical competence of athletes. We must promote hereafter the so-called "community sports," which are pursued by the whole nation, for true amateurism will spring from nothing but this type of sports.